

大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町内の空き家を活用し、又は起業する者に対し、空き家のリフォームに要する経費の一部について、予算の範囲内で大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、まち・ひと・しごとの創生と地域に活力を図るため、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業を開業することを目的とした、玄関、事務室、休憩室、便所及び給湯室を備えている戸建て建物をいう。
- (2) 空き家 個人が町の区域内に所有している住宅で、現に居住する者が無く、大山町空き家・空き地情報活用制度要綱（以下「活用制度」という。）に基づき登録された建物（居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 町内業者 補助金の交付申請日において、本町の区域内で建築業等を営む法人又は個人の事業者をいう。
- (4) リフォーム 空き家の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、空き家の全部若しくは一部の修繕、補修、更新又は取替え等を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域を活性化させる事業として新規起業と認められる事業、又は既存産業の発展的事業と認められる事業のうち、新規起業家又は既存事業者が借り受けた空き家に係るリフォームに要する費用で、かつ次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 実施主体 自己施工又は町内業者の施工に限る。
- (2) 建物本体の補助対象 屋根、外壁、基礎等の構造体の改修（建物自体の維持が目的ではなく、著しい増築等による機能向上に関わる改築部分は除く）
- (3) 事業所部分の補助対象 空調、給湯、電気、配管等の設備及び内装に関する改修
- (4) 自ら居住する区画の補助対象 台所、浴室、洗面所、便所及びこれらに付随する電気、配管等の設備に関する改修

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認める設備等については、補助対象とみなす。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 活用制度の登録者であること。
- (2) 補助金の交付申請日において、補助対象物件の賃貸契約日から1年を経過していないこと。
- (3) 第10条に規定する実績報告を行う日において、補助対象物件にて起業（法人の場合は定款認証及び法務局への法人設立届を済ませていること、個人の場合は税務署に開業届

を出していることをいう。以下同じ) し、90日以内に事業開始を予定している者であること。

- (4) 大山町空き家を活用した起業等支援事業計画書(様式第1号、以下「事業計画書(様式第1号)」という。)等を提出し、町が開催する審査会で承認され、大山町空き家を活用した起業等支援事業計画承認通知書(様式第2号)により通知を受けた者であること。
- (5) 補助対象物件が存する集落の同意を得て、同集落区長から承認書(様式第3号)により承認された者であること。
- (6) 大山町暴力団排除条例(平成25年大山町条例第14号)第2条に規定する暴力団及び暴力団並びに暴力団員と密接な関係にある個人及び法人でないこと。
- (7) 町税に滞納がないこと
- (8) 同一の補助対象物件で他の補助金の交付を受けていないこと(事業活動に対して交付される補助金を除く。)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象者が補助対象事業に要した経費(以下「補助対象事業費(取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)」という。)の総額に3分の2を乗じて得た額(1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を助成し、500万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手前に、規則第5条の補助金等交付申請書に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 大山町空き家を活用した起業等支援事業計画書(様式第1号)
- (2) 補助対象物件の賃貸契約書の写し
- (3) 市区町村税の滞納が無い事を証明する書類
- (4) 補助対象事業費が確認できる工事契約書等の写し(内訳含む。)
- (5) 補助対象事業を実施する予定箇所の位置及び補助対象事業を実施する予定内容の詳細が分かる書類の写し
- (6) 補助対象事業予定箇所の現況写真
- (7) 地域を活性化させる事業として新規起業と認められる事業、又は既存産業の発展的事業と認められる事業の詳細がわかる書類(事業計画・収支予算書等)の写し
- (8) 債権者登録申請書(補助金振込先の町への銀行口座等の届出)
- (9) 第3条に規定する補助対象部分と当該経費がわかる書類(任意の様式)
- (10) 法人の場合は登記簿及び定款の写し、個人の場合は開業届の写し
- (11) 従業員を雇用する場合は労働保険、雇用保険及び社会保険に関する届出書類の写し、又は雇用予定の内容がわかる書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請された書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等

により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金変更等申請書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

2 規則第11条に規定する町長が定める軽微な変更は、前条の規定により交付決定した補助金の額の2割以内の減額を行う場合とする。

（交付決定の変更等）

第9条 町長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付決定変更等通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (2) 第3条に規定する補助対象部分と当該経費の詳細がわかる書類の写し
- (3) 補助対象事業を実施した箇所の現況写真
- (4) 第6条第9号前段に規定する書類が交付申請時において未提出の場合は、当該書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により報告された書類等の審査について、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

2 前項の審査の結果、補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに規則第21条の規定による補助金等交付請求書により町長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の返還等）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に交付決定者が事業撤退したとき（町長が認める事由によるものであれば、この限りでない。）
- (3) 規則及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき
- (4) 補助事業の遂行ができないとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(告示の失効)

この告示は、平成31年3月31日限りで、その効力を失う。

様式第1号（第4条、第6条関係）

大山町空き家を活用した起業等支援事業計画書

| | |
|---|---|
| 補助対象物件の所在地 | 大山町 |
| 代表者 住所 | |
| 商号又は名称 | |
| 代表者氏名 | |
| 賃貸契約日（契約予定） ※交付申請時には契約日を記入 | 契約日（契約予定） 年 月 日 |
| 事業開始(予定含む。)年月日 | 年 月 日 |
| 補助対象事業費 | 円 |
| 内訳 | 円 |
| 補助対象事業を行う自己又は委託の別 | 自己 ・ 委託 |
| 委託の場合の補助対象事業を行う町内業者 | 所在地（住所） 業者名（氏名） |
| 補助対象事業着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 補助対象住宅の国、県又は本町の制度による 補助金受給の状況(今後受給する予定含む。) | <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り |

誓約に関する事項（※交付申請時のみ）

私は、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金の交付申請に当たり、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第10条に規定する実績報告を行う日において、補助対象物件に事業拠点を有し、補助金の交付を受けた日から起算にして5年以内に事業撤退しないことを誓約します。

申請者氏名（自署）

印

添付書類（※事業計画提出時）

- (1) 補助対象物件の賃貸契約書の写し
- (2) 市区町村税の滞納が無いことを証明する書類
- (3) 補助対象事業実施予定箇所の位置及び補助対象事業実施予定内容の詳細が分かる書類の写し
- (4) 補助対象事業予定箇所の現況写真
- (5) 地域を活性化させる事業として新規起業と認められる事業、又は既存産業の発展的事業と認められる事業の詳細がわかる書類（事業計画・収支予算書等）の写し
- (6) 第3条に規定する補助対象部分と当該経費がわかる書類（任意の様式）

添付書類（※交付申請時）

- (1) 補助対象事業費が確認できる工事契約書等の写し（内訳含む。）
 - (2) 債権者登録申請書（補助金振込先の町への銀行口座等の届出）
 - (3) 法人の場合は登記簿及び定款の写し、個人の場合は開業届の写し
 - (4) 従業員を雇用する場合は労働保険、雇用保険及び社会保険に関する届出書類の写し、又は雇用予定の内容がわかる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- ※ (3) ・ (4) が未届けの場合は、実施報告までに追加提出すること。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大山町長

印

大山町空き家を活用した起業等支援事業計画承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大山町空き家を活用した起業等支援事業計画書については、審査した結果、適当と認め、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第4条の規定する者として承認しますので、通知します。

記

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

大山町長 様

集落区長



承認書

下記事業者について、本集落での事業者として相応しい者として承認します。

記

1 氏 名

2 年 齢

3 住 所

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大山町長

印

大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業費及び補助金

| | |
|---------|---|
| 補助対象事業費 | 円 |
| 補助金の額 | 円 |

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第10条に規定する実績報告を行う日において、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に事業撤退しないこと。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所

氏名

㊟

電話番号

大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

| | | |
|---------------------|-------|-----|
| 補助対象物件の所在地 | 大山町 | |
| (変更・中止)年月日 | 年 月 日 | |
| (変更・中止)の理由 | | |
| 変更の内容 (※変更の場合のみ) | | |
| 補助対象事業費 | 変更前 | 変更後 |
| | 円 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 変更前 | 変更後 |
| | 円 | 円 |

※申請時、補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付してください。

第 号
年 月 日

様

大山町長

印

大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付決定変更等通知書

年 月 日付けで補助金変更等申請のあった大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金については、下記のとおり交付決定の（変更・取消し）をしたので、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 変更

(1) 補助対象事業費及び補助金の額

| | |
|--------------|---|
| 補助対象事業費（変更前） | 円 |
| （変更後） | 円 |
| 補助金の額（変更前） | 円 |
| （変更後） | 円 |

(2) 交付の条件

- ア 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、町長の承認を受けること。
- イ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- ウ 大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第10条に規定する実績報告を行う日において、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に事業撤退しないこと。

2 取消し

(取消理由)

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所

氏名

㊞

電話番号

大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった大山町空き家を活用した起業等支援事業を下記のとおり実施したので、大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業費 円

2 補助金交付決定額 円

3 補助対象事業工事期間

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 補助対象事業実施箇所の位置及び補助対象事業実施内容の詳細が分かる書類の写し
- (3) 補助対象事業実施箇所の現況写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

大山町長

印

大山町空き家を活用した起業等支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった補助金の額は、次のとおり確定したので、大山町空き家
を活用した起業等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金の確定額

円